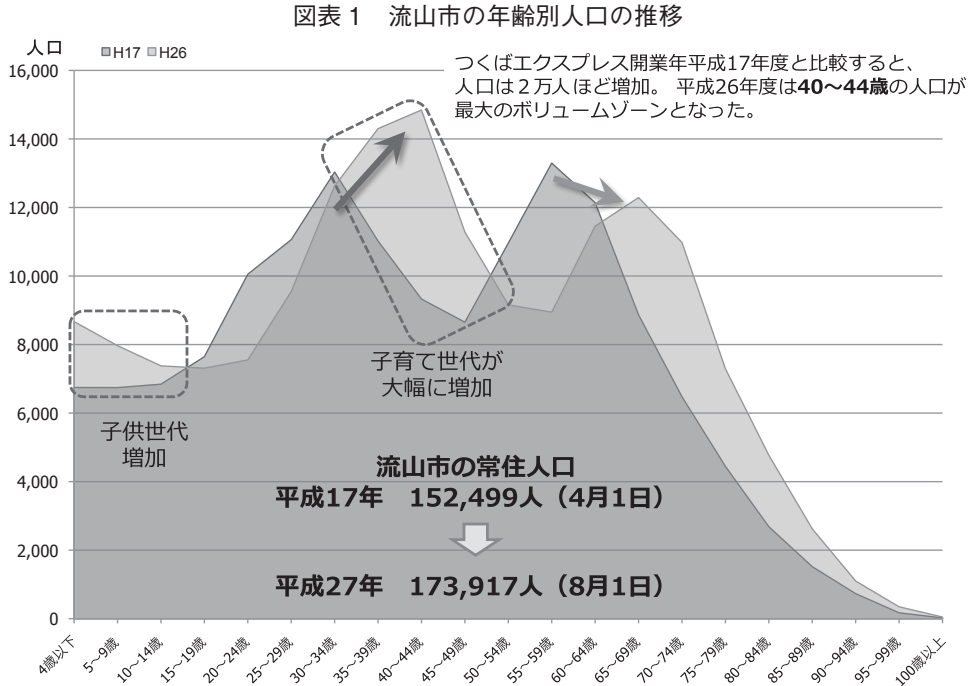




3 子育てにやさしいまちづくり条例の制定へ

づくりの基本方針の一つに「子育てにやさしいまちづくり」を定めることになりました。

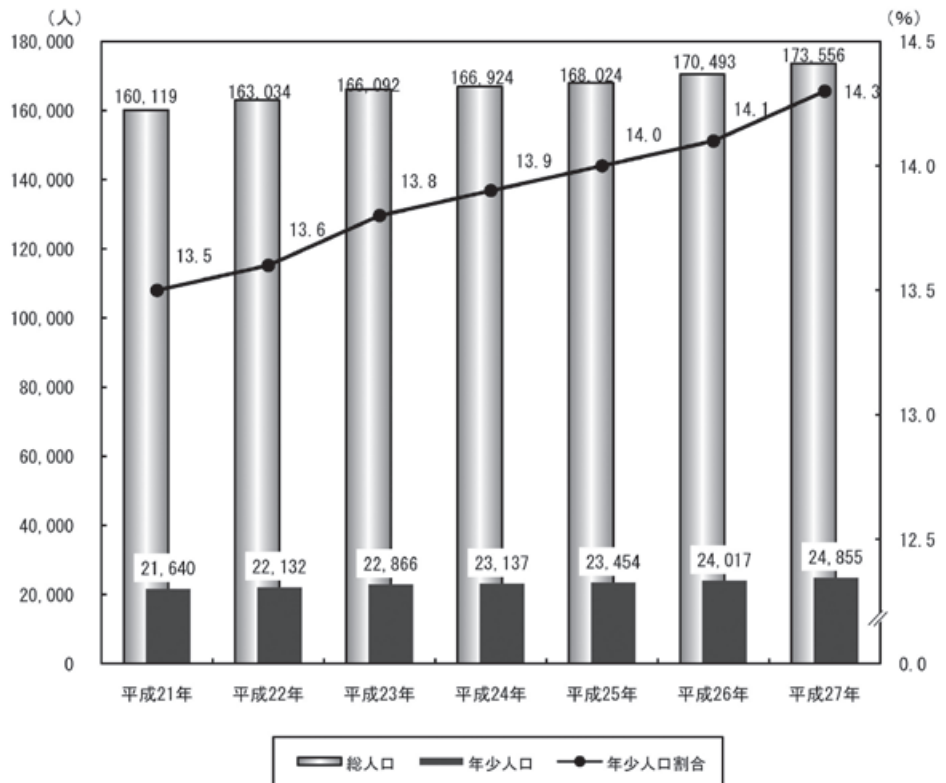


子どもに関する条例は、平成元年、国際連合が「子どもの権利条約」をつくり、日本が平成6年にこの条約を批准したことにより、全国的に子どもの権利に関する条例が制定されていますが、本市は平成19年9月に子育て

子どもに関する条例は、平成元年、国際連合が「子どもの権利条約」をつくり、日本が平成6年にこの条約を批准したことにより、全国的に子どもの権利に関する条例が制定されていますが、本市は平成19年9月に子育て

てしやすいまちづくりを進めるための理念を規定した「子育てにやさしいまちづくり条例」を制定しています。この条例制定の特徴は、市議会議員の発議により条例案が提出され、制定されました。

図表2 流山市の総人口と年少人口



資料：千葉県 年齢別町丁字別人口 (各年4月1日現在)

## (1) 条例の概要

本条例は、全9条からなり、この中で、子育てにやさしいまちづくりを推進するための基本理念、基本方針、責務等を定めています。

まず、第1条は、条例の目的、第2条は用語の定義を定めています。第3条は、条例の基本理念について定めています。「子育てにやさしいまちづくりは、すべての子どもが幸福に生きていく権利を有するかけがえのない存在である」という認識を持って、市、市民、事業者及び学校等があらゆる分野において、それぞれの役割及び責務を自覚し、相互の連携、協力を強めながら総合的に取り組まなければならぬ」と定めています。

第4条は、市の施策の基本方針について定めています。

子育てにやさしいまちづくりの実現のための施策を策定し、又は実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行うものとしています。

①子どもを安心して生み、みんなで子育てできる安心で安全な環境づくり

②子どもがすくすく育ち、子育てしやすい自然環境の保全と、良好な住環境の整備ができる環境づくり

③子ども及び保護者が一緒に、ゆとりある家庭生活を営むことのできる労働環

## 境づくり

④子育て世代の定住が促進されるために必要な、住みやすい環境づくり

第5条は、第3条に規定する基本理念に基づき市の責務を定めています。

①市は、第3条に規定する基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、子育てにやさしいまちづくりの実現に関する総合的かつ具体的な施策を策定し、実施しなければならない。

②市は、基本理念に基づき、子育てに取り組む家庭を取り巻く社会経済情勢等に配慮し、適切な支援を行わなければならない。

第6条から第8条までは、基本理念に規定している市民、事業者、学校等の取組について規定しています。

第6条（市民の取組）①市民は、基本理念に基づき、子どもや保護者が家庭に安らぎを感じ、子育てに夢を持ち、安心して子どもを生み、育てられる社会の実現に向けて、全ての世代が支え合って協力するよう努めるものとする。

第7条（事業者の取組）①事業者は、基本理念に基づき、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

②事業者は、基本理念に基づき、自ら雇用する労働者が子育てと仕事の両立を図れるよう必要な労働環境を整えるよう努めるものとする。

第8条（学校等の取組）①学校等は、子どもの豊かな人間性や限らない能力を育む崇高な使命があることを認識し、子どもの学習する権利及び保育を受ける権利の保持に努めるものとする。

②学校等は、保護者や地域の市民に積極的に情報を提供し、周辺地域の住民及び保護者の家庭と協力しながら、子どもの幸福に生きる権利を守り、その安全の確保に努めるものとする。

③学校等は、市と連携しその施設が市民の身近な生涯学習又は活動の場になるよう努めるものとする。

本市の条例は、市、市民、事業者、学校等がそれぞれの役割と責務の下、子どもたちが安心してすくすく育てられるようなまちを目指し、新しいまちづくりに対して子育て世代を呼び込み、後押しすることになっています。

## 4 子育てにやさしいまちづくりに向けた取組

平成19年4月に流山市総合計画（前期計画）の施策体系に沿った組織を構築し、「子ども

の未来を育むまちづくり」の施策を推進するため、子どもに関する部門として、新たに子ども家庭部を設置、子育て支援課の課名を子ども家庭課に変更し、子ども政策室を設置しました。

その後、平成22年3月に策定された流山市総合計画（後期基本計画）の中では、まちづくりの基本方針の一つに「子育てにやさしいまちづくり」を定め、「子育て支援を充実するとともに、すべての子育て世代が子どもを健やかに育てられる環境をつくり、安心して子育てできるまちづくりを進めます。」としています。

「子育てにやさしいまちづくり条例」に規定した理念や市の施策の基本方針に基づき、個別施策として、「保育サービスの充実」、「地域子育て支援拠点づくりの推進」、「子育て環境の整備」、「児童虐待の防止」を位置付けており、この施策に基づき市の子育て支援策を推進してきました。

### （1）保育サービスの充実

子育て世代の人口増により、保育サービスのニーズへの期待度は高まっており、保育所待機児童の解消や時間外保育、障害児の受入れなど多様なニーズへの対応が求められています。本市では保育所の待機児童の解消、学童クラブの待機児童の解消を目指してきました。

### ①保育所の待機児童の解消

#### ア 送迎保育ステーション事業

送迎保育ステーション事業は、つくばエクスプレス沿線の駅近くの保育拠点から市内の入所している保育所まで、子どもをマイクロバスで送迎する取組で、平成19年7月に流山おおたかの森駅前、平成20年7月に南流山駅前に送迎保育園を開設しています。送迎保育ステーションの利用者は、平成26年度実績で述べ4万6000人を超えています。この事業を推進することで待機児童の解消及び児童の送迎に係る保護者の負担軽減が図られています。

#### イ 私立保育所の整備

保育所の整備は、国の補助制度（安心子ども基金）を活用し新増設を進めてきました。平成20年度整備から平成26年度整備の7年間で、保育所を26箇所整備し、保育所定員を2038人増やしました。しかし、子育て世代の転入増加に追いつかない状況であり、平成27年4月時点の待機児童は49名いることから、引き続き待機児童ゼロを目指し保育所整備を推進していきます。

#### ウ 保育士の確保

保育所の整備を推進すると同時に、保育従事者の人材を確保するために「保育士修学資金貸付制度」や流山市民間保育所協議会による潜在保育士に対する研修を実施し、

保育事業者と連携しながら保育士の確保に努めています。今後は国の「子育て支援員研修制度」を活用し保育従事者やファミリー・サポート・センター事業の提供会員を増やしていきます。

### ②学童クラブの待機児童の解消

本市では学童保育の「小1の壁」を乗り越えるように小学校全校16校に学童クラブ23施設を設置しています。入所児童数は平成20年4月時点674人でしたが、平成27年4月は1244人となっています。

管理運営に当たっては、民間活力を導入し効率的な施設運営が可能となるよう平成24年度から、地方自治法第244条の2第3項による指定管理者制度を導入しています。指定管理者による運営により学童クラブに通う児童とその保護者へのサービスが向上しています。学童クラブの利用時間は、平日基本時間は放課後から午後7時までですが、午後7時から午後9時までの2時間を緊急保育として指定管理者の自主事業として実施しており、保護者の残業等で止むを得ない場合に対応しています。しかし、入所児童も年々増加しており、学童クラブの整備にあたっては、学校施設内や隣接地での整備を進めるほか、放課後に一時的に使用していない教室等を活用して定員増を図っていきます。

## (2) 地域の子育て支援拠点づくりの推進

①子育て支援センター・児童センターの充実  
市内には、育児相談や親子のふれあい活動の場を提供する地域子育て支援センターを私立保育園14箇所を設置している他、7箇所の児童館・児童センターを設置しています。

## ②子育て環境の整備

子育て世帯への支援として、国の各種手当（児童扶養手当・児童手当）の支給、幼稚園児の保護者に対して私立幼稚園就園奨励費補助金・私立幼稚園児補助金を支給しています。また、子ども医療費助成は、多くの市民の方から通院対象年齢の拡大の要望があったことから、平成26年12月診療分から小学6年から中学3年生まで拡大しました。

また、ひとり親家庭に対しても経済的な支援として各種手当（児童扶養手当・児童育成手当・遺児等手当・ひとり親家庭等医療費助成）を支給しています。さらに、ひとり親家庭の自立のために母子・父子自立支援員を配置し、就労相談・指導を通じて就労支援の充実を図っています。

## (3) 児童虐待の防止

地域ぐるみで児童への虐待を防止するため、流山市要保護児童対策地域協議会を通して要保護児童の情報を共有し、問題ケースについて定期的な会議を開催し問題解決を図つ

ています。また、子ども家庭課内に家庭児童相談室を設置し、家庭児童相談員を配置することにより虐待に関しての相談や虐待通報の対応をしています。

## 5 子ども・子育て支援事業計画の策定

平成27年4月から子ども・子育て支援法施行に基づく子ども・子育て支援制度がスタートしました。市では、子ども・子育て支援制度への取組みとして、平成25年度に流山市子ども・子育て会議を設置し、子ども・子育て支援法に位置付けられている子ども・子育て支援事業計画として、「子どもをみんなで育む計画」流山市子ども・子育て支援総合計画」を策定しました。

計画の策定に当たっては、本市の子ども・子育て会議委員による2年間の審議を経て策定しました。流山市子ども・子育て会議は、子ども・子育ての当事者のニーズに即したものにするため子どもの保護者、行政機関、事業主、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援の有識者の13名の委員で構成しています。

計画の基本理念は本市が子育て世代が増加していることを踏まえ、「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち 地域全体で子育てできるまち 流山」と

し、この基本理念に基づき、市民・地域・企業・行政がそれぞれの役割を担い、すべての子育て家庭への支援を充実・強化することとしました。この基本理念は、「流山市子育てにやさしいまちづくり条例」第3条の基本理念「市、市民、事業者及び学校等があらゆる分野において、それぞれの役割及び責務を自覚し、相互の連携、協力を強めながら総合的に取り組まなければならない」の考え方に沿うものとなっております。今後、子どもをみんなで育む計画の基本理念に基づいて本市の保育所整備、学童クラブの整備、地域の子育て支援事業を推進していきます。

## 6 おやこあんしん相談窓口の開設

国の利用者支援事業として平成27年8月から、おやこあんしん相談窓口を開設しています。事業の目的は就学前児童の幼稚園や保育園の所属先情報を一本化するとともに、保育園に入所できない待機児童の保護者に対して、他の保育園の空き情報の提供や入園の勧奨、幼稚園の一時預かりや小規模保育事業所などに関する情報提供を行い、待機児童の解消を図ることにあります。

相談窓口では、保育士有資格者2名の子育て支援コーディネーターが面接及び電話による相談を受け、保護者の保育ニーズと保育

サービスを結びつけて、待機児童の解消を図っており、保育所の待機児童の保護者に対し、保育状況や意向確認を行なうなどのフォローアップ業務も行い、待機児童解消を目指しています。

## 7 子育て支援のプラットフォームづくり

今年6月、流山市子ども・子育て会議委員の有志を中心に「流山子育てネット」が設立されました。「流山子育てネット」のメンバーは、お産カフェや育休後カフェ、幼児サークルなどの子育て支援活動を行っているNPO、民間保育所、無認可保育所、学童クラブ等の事業関係者、そのほか地域で子育てに関わっている市民などで構成されています。設立の経緯は、子ども・子育て支援の活動を通し、制度の狭間にあり、公的制度では対応できない部分で埋もれてしまっている課題を持つ子どもや子育て家庭を何とかしたいという思いから自発的に生まれました。

まず、個々に活動している支援者同士が繋がるのが重要と考え、顔の見える関係作りを目的としたシンポジウムを開催し、それをきっかけに子育て支援者のネットワークが設立されました。

現在は、子育て支援活動の関係者や関係機関、地域において行っている活動について

メーリングリストを活用し、情報共有を図り、会員相互の連携を図っているとところです。

今後は、支援者同士の繋がりににより、制度の隙間を埋め、課題を抱える子どもや子育て家庭を発見し、行政への橋渡しし、自らが課題解決の役割を担う子育てプラットフォームを作ることを目指しています。市では、子育てネットの支援者の輪が広がるよう関係者に呼びかけ、ネットワーク会議に参加して連携を図るなどネットワーク活動が充実するよう支援していきます。

## 8 計画の評価と課題の克服に向けて — 条例の内実化を目指して

(1) 子どもをみんなで育む計画の進行管理  
子ども・子育て支援の施策事業は、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたるため、それぞれが連携をとりながら計画の基本理念に沿った事業を展開していくことや、計画の着実な実行を促し、目標を達成するためには、地域やNPO、企業と連携を図りながら推進していく必要があります。

実効のある計画の推進を図るため、子育て支援事業ごとの進捗状況(アウトプット)や、計画の全体アウトカム評価、PDCAサイクルにより進捗管理を行い、流山市子ども・子育て会議に報告しチェックを受け、市民等へ

公開していきます。

### (2) 待機児童解消への取組

今後も子育て世代の流入が多く見込まれるため、待機児童解消は本市の喫緊の課題であり、今後も保育所整備は本市の子育て支援の重点施策として位置付けていきます。「子どもをみんなで育む計画」では、平成27年度から平成31年度までの保育所等の利用乳幼児の増加は2189人増と推計しており、民間の保育事業者と連携し、認可保育所等の整備を推進していく必要があります。

また、学童クラブの利用児童数の増加は1240人増と推計しており、学童クラブの施設整備を推進していくために学童クラブの運営事業者や学校と連携していきます。

### (3) 切れ目のない子育て支援へ

子育て支援における社会のあらゆる分野における構成員の責務と役割は子ども・子育て支援法の基本指針にも明確に示されています。本市は流山市子育てにやさしいまちづくり条例の基本理念に基づき、市民及び事業者、行政が連携し、子育て支援施策を推進してきましたが、制度の切れ目が生まれることがあり、切れ目のない子育て支援を実現していくには、妊娠期からの関わりとさらに民間団体等との連携・協働を推進していく必要があると考えています。